

埼玉県強度行動障害支援者養成研修実施要綱 新旧対照表

新	旧
1 ～ 2 （略）	1 ～ 2 （略）
3 研修の内容	3 研修の内容
（１） 受講対象者	（１） 受講対象者
ア 基礎研修	ア 基礎研修
原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者 <u>又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。</u>	原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象とした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。
<u>なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援に当たる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。</u>	
イ 実践研修	イ 実践研修
基礎研修を修了した者のうち、原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者 <u>又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。</u>	基礎研修を修了した者のうち、原則として、埼玉県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者又は障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者とする。
	（２）～（３）（略）
4 ～ 1 0 （略）	4 ～ 1 0 （略）
附 則 この要綱は、平成２８年４月２５日から施行する。	附 則 この要綱は、平成２８年４月２５日から施行する。
附 則	附 則
1 この要綱は、令和２年１２月２３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。	1 この要綱は、令和２年１２月２３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
2 改正前の埼玉県強度行動障害支援者養成研修実施要綱（以下「旧要綱」という。）別紙１に定める内容は、改正後の埼玉県強度行動障害支援者養成研修実施要綱（以下「新要綱」という。）別紙１に定める内容にかかわらず、令和３年３月３１日までの間は、その効力を有する。	2 改正前の埼玉県強度行動障害支援者養成研修実施要綱（以下「旧要綱」という。）別紙１に定める内容は、改正後の埼玉県強度行動障害支援者養成研修実施要綱（以下「新要綱」という。）別紙１に定める内容にかかわらず、令和３年３月３１日までの間は、その効力を有する。
<u>附 則 この要綱は、令和６年２月２９日から施行し、令和６年４月１日から適用する。</u>	